

岡崎市文化財保存事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 文化財保存事業費補助金（以下「補助金」という。）は、文化財の保護を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）及び岡崎市文化財保護条例（昭和33年岡崎市条例第11号）に基づいて、市の区域内に存する文化財の所有者、保存団体又は管理責任者が行う文化財保存事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該文化財の所有者、保存団体又は管理責任者（以下「補助事業者」という。）に交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付対象事業は、次に掲げる文化財保存事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 文化財保護法に基づく文化財（以下「国指定文化財」という。）の保存事業及び保存施設建設事業
- (2) 愛知県文化財保護条例に基づく文化財（以下「県指定文化財」という。）の保存事業及び保存施設建設事業
- (3) 岡崎市文化財保護条例に基づく文化財（以下「市指定文化財」という。）の保存事業及び保存施設建設事業
- (4) 国指定文化財、県指定文化財又は市指定文化財に指定された建造物若しくは史跡名勝天然記念物（以下「建造物等文化財」という。）の環境整備事業

2 補助事業の内容、交付の対象者、補助対象経費及び補助率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次号に掲げるもの以外のもの 別表第1

(2) 市に寄託した文化財又は市に寄託することを決定した文化財 別表第2

3 本市の他の補助金の交付事業及び交付を受けようとする事業に係る補助対象経費については、対象外とする。

4 補助金額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

5 補助対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年以内とする。ただし、事業の確実な履行のために必要と認められる場合は、この限りでない。

6 補助事業に着手したのち指定の変更があった場合は、当該補助事業完了までは、変更前の指定文化財とみなし、規則及びこの要綱を適用する。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を申請できる者は、別表第1又は別表第2に掲げる交付の対象者（法人又は団体にあつては、当該法人又は団体を代表する者）とする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第5条に規定する市費補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、補助金の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、規則第7条の規定に基づき、交付を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第5条 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとする場合は、計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りではない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であつて、当該経費の20パーセント以内のもの。ただし経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(補助金の実績報告)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る事業が完了したときは、補助事業が完了した日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第10条の市費補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要な書類

(額の確定及び交付)

第7条 市長は、前条の報告を受けたときは、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第11条に基づき補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、補助事業の完了後、補助事業者からの請求に基づき交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、交付決定の後にその全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

3 前項ただし書きの規定に基づき概算払を受けた場合は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

(文化財の処分等の制限)

第8条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けた文化財を市長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付けをし、又は担保にしてはならない。

(立入検査等)

第9条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

附則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日にその効力を失う。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

指定の別	事業名	事業の内容	補助条件	交付の対象者	補助対象経費	補助率
国指定文化財	文化財保存事業	1 保存修理 2 防災施設の設置及び建設 3 美術工芸品の保存修理 4 天然記念物の再生 5 無形民俗文化財の伝承、公開 6 民俗文化財の修理、伝承・活用 7 指定文化財管理（防災施設の保守点検、差し芽、防蟻防虫等の小修理、名勝庭園等の荒廃防止、民家の環境整備、美術工芸品の殺虫）	国の補助対象事業となった事業	所有者・保存団体・管理責任者	国が補助対象経費と認めた経費	国庫補助対象経費から国庫補助金及び県費補助金を差引いた額の3分の1以内
	県指定文化財	文化財保存事業	1 保存修理 2 防災施設の設置 3 環境整備 4 保護増殖 5 公開 6 伝承、記録作成 7 上記に準ずると知事が特に認めた事業		1 県の補助対象事業となった事業 2 緊急の必要性があること。	県が補助対象経費と認めた経費
設 保存施設建		民俗文化財、美術工芸品等指定文化財を収蔵する施設の建設	1 県の補助対象事業となった事業 2 防災設備を有すること。 3 竣工式の費用は除く。			
市指定文化財	（文化財保存事業（天然記念物以外））	1 保存修理 2 防災施設の設置 3 公開 4 伝承、記録作成 5 上記に準ずると市長が特に認めた事業	1 補助事業経費の財源が確立していること。 2 緊急の必要性があること。		共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（必要と認めた場合のみ）、使用料及び賃借料、工事請負費等市が補助対象経費と認めた経費	5分の3以内
	（文化財保存事業（天然記念物））	1 保存修理 2 保護増殖 3 上記に準ずると市長が特に認めた事業				2分の1以内
	整備事業	建物等文化財の環境整備				2分の1以内
	設 保存施設建	民俗文化財、美術工芸品等指定文化財を収蔵する施設の建設				1 防災設備を有すること。 2 竣工式の費用は除く。
全指定文化財	事業 無形民俗文化財保存育成	無形民俗文化財の保存、伝承、公開等の事業	市内にある無形民俗文化財を保存、伝承していること。	保存団体	報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、ガソリン代を除く燃料費、修繕費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等市が補助対象経費と認めた経費	10分の10（ただし45,000円を上限とする）

別表第 2

指定 の別	事業名	事業の内容	補助条件	交付の 対象者	補助対象経費	補助率
国 指定文化財	文化財保存事業	1 保存修理 2 指定文化財管理(美術工芸品の殺虫)	国の補助対象事業となった事業	所有者・管理責任者	国が補助対象経費と認めた経費	国庫補助対象経費から国庫補助金及び県費補助金を差引いた額の 2 分の 1 以内
県 指定文化財	文化財保存事業	1 保存修理 2 上記に準ずると知事が特に認めた事業	1 県の補助対象事業となった事業 2 緊急の必要性があること。		県が補助対象経費と認めた経費	県費補助対象経費から県費補助金を差引いた額の 3 分の 2 以内
市 指定文化財	文化財保存事業(美術工芸品)	1 保存修理 2 上記に準ずると市長が特に認めた事業	1 補助事業経費の財源が確立していること。 2 緊急の必要性があること。		共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(飲食・ガソリン代を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料等市が補助対象経費と認めた経費	10 分の 7 以内